

第5節 循環型社会の形成

1 一般廃棄物の処理の現状

(1) ごみ処理計画

① 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物の処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、次のように定められている。

ア 収集運搬計画

(ア) 収集区域 本市全域

(イ) 収集する一般廃棄物の種類

一般家庭から排出される一般廃棄物および事業活動に伴って生ずる一般廃棄物で、処理施設で適正に処理できるものとして、次のものが規定されている。

A 資源物

- (a) 新聞紙
- (b) 雑誌に類するもの
- (c) 段ボールに類するもの
- (d) 繊維に類するもの
- (e) 牛乳パックほかこれに類するもの
- (f) 空き缶（飲料に供された缶）
- (g) 空きびん（飲料に供されたびん）
- (h) ペットボトル（飲用と酒・しょうゆに供されたもの）
- (i) 発泡スチロールトレイ（食品トレイ）
- (j) その他プラスチック製容器包装に類するもの
- (k) 天ぷら油

B 燃えるごみ

台所ごみ、紙くず類、プラスチック類、皮革類ほかこれに類するもので、箱状のものはおおむね縦・横・高さが50cm未満のもの、棒状のものはおおむね直径が10cm未満で長さが50cm未満のもの

C 燃えないごみ

小型陶磁器類、ガラス類、小型家電製品類、家庭炊事用品類、資源物の空き缶以外の缶類ほかこれに類するもので、箱状のものはおおむね縦・横・高さが50cm未満のもの、棒状のものはおおむね直径が10cm未満で長さが1m未満のもの

D 大型ごみ

家電製品類（家電リサイクル法対象物は除く）、家具類、寝具・建具類、遊具・自転車類ほかこれに類するもので、箱状のものはおおむね縦・横・高さが50cm以上のもので一辺の長さが2m未満のもの、棒状のものはおおむね直径が10cm未満で長さが1m以上2m未満のもの

E 有害物

- (a) 乾電池類
- (b) スプレー缶類
- (c) 蛍光灯

F 家電リサイクル法対象物（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

G し尿およびし尿浄化槽汚泥

(ウ) 収集回数

A 一般家庭から排出されるもの

- (a) 燃えるごみ 週 2 回
- (b) 資源物、燃えないごみ、有害物 週 1 回
- (c) 大型ごみ 占有者が自ら処分を行うほか、申込みによりその都度
- (d) 家電リサイクル法対象物 自己責任により処理業者に依頼
- (e) し尿およびし尿浄化槽汚泥 自己責任により処理業者に依頼

B 事業活動に伴なって生ずる一般廃棄物

事業者が自ら処分を行うほか、申込みにより週 1 回～週 6 回

(エ) 収集しない一般廃棄物

大型ごみおよび自動車のタイヤ、スプリング入りマットレス等適正処理困難物ならびにガスボンベ、バッテリー、原動機付自転車、オートバイ、消火器、農機具、耐火金庫、大型鉄製品、フェンス用金網、機械油類、農薬類、コンクリート片、漬物石、焼却灰、火鉢等の陶磁器類など

イ 処分の方法

- (ア) し尿およびし尿浄化槽汚泥 消化槽による処理
- (イ) 資源物および家電リサイクル法対象物 再生利用
- (ウ) 有害物
 - A 乾電池類 専門処分施設にて処分
 - B スプレー缶類 破碎処分および資源回収
 - C 蛍光灯 破碎処分および資源回収
- (エ) その他の一般廃棄物 破碎、焼却または埋め立て処分

② 分別収集計画

「うるおいと安らぎに満ちた豊かな環境の実現」と「地球にやさしいリサイクルの推進」を目指し、平成 12 年 3 月に策定された『鯖江市環境基本計画』のもと、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、快適でうるおいのある生活環境の創造のため、廃棄物の発生および排出を抑制し資源を再利用することが必要である。そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、地域の生活環境を保全し、廃棄物の減量化および資源化の方策を創意工夫していくことが重要である。

本市においては、平成 4 年度から導入したごみの「5 大区分 12 分別収集方式」を平成 9 年度から「5 大区分 15 分別収集方式」に、また平成 13 年度からは特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行に伴い「6 大区分 16 分別収集方式」に変更、さらに平成 15 年度からは、その他のプラスチック製容器包装および蛍光灯の分別を加え、「6 大区分 18 分別」として、市民の協力のもとにごみの減量化および資源化に対して大きな成果を上げているところである。しかしながら、近年の収集量の推移を見ると、一般家庭からの可燃ごみや事業所の排出量が増加し、資源物を含めた市民一人当たりのごみの排出量が年々増加している状況である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明

確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。さらに本計画の推進によって、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図ることができ、また資源が循環して再利用される社会の構築を図り、全体的なごみの減量化をめざすものである。

ア 対象品目

容器包装廃棄物のうち、次の10種類を対象品目としている。

- ① アルミ製容器 ② スチール製容器 ③ 無色のガラス製容器
 ④ 茶色のガラス製容器 ⑤ その他のガラス製容器
 ⑥ ペットボトル ⑦ その他プラスチック製容器包装（食品トレイ含）
 ⑧ 段ボール ⑨ 紙製パック ⑩ その他の紙製容器包装

イ 分別区分および排出の基準

種類	分別区分	排出の基準
缶類	スチール缶・アルミ缶	中身を全部出し軽く水洗いして出す
びん類	無色透明びん	中身を全部出して軽く水洗いし、王冠・キャップを取り外し、5種類に分別して出す
	茶色びん	
	青緑色びん	
	黒色びん	
	生きびん	
ペットボトル	ペットボトル	中身を全部出して軽く水洗いし、ラベル・キャップを取り外して出す
紙製パック	紙パック（アルミのついてないもの）	切り開いて水洗いし、広げて平たく伸ばしてから、紙ひもで束ねてしばって出す
その他の資源物	食品トレイ	ラップ、シールを取り外し、水洗いして出す
	段ボール類	紙ひもで十文字にしばって出す
	その他の紙製容器包装	紙ひもで十文字にしばって出す

③ 収集体制

ア 資源物・燃えないごみ・有害物

「空き缶、空きびん」は3業者、「ペットボトル、トレイ、紙類、繊維類、その他プラスチック製容器包装類」は2業者に収集運搬等を委託している。また、「天ぷら油」は1業者に委託している。

なお、市内には約285カ所のステーションがあるが、これを4区域に分割し、火曜日・水曜日・木曜日・金曜日の4日間を指定日として週1回収集している。ただし、祝祭日は休止としている。なお、天ぷら油については月1回の指定日を設定し、収集している。

イ 燃えるごみ

市内には約630カ所のステーションがあるが、これを4区域に分割し、月曜日・木曜日と火曜日・金曜日の2パターンを指定日とし、市内の3業者に委託し週2回収集している。なお、祝祭日についても収集している。

ウ 家電リサイクル法対象物

家電販売店及び許可業者（平成22年12月現在 10社）が個人または事業所から依頼を受け収集している。

エ し尿およびし尿浄化槽汚泥

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者（3業者）により収集している。

(2) ごみ処理の現状

① 平成22年度月別ごみ収集量の推移

平成22年度の一般廃棄物収集量は、表3-5-1-1のとおりである。

月別収集量の推移を見てみると、年度の変り目にあたる4月や3月には「紙類」の収集量が多い。また、7月～10月には飲料に供する「空き缶」「空きびん」「ペットボトル」や「紙製パック」の収集量が多い。

② 年度別収集量の推移

一般廃棄物の年度別ステーション収集量の推移および「燃えるごみ」「燃えないごみ（有害物含む）」「資源物」別収集量の経年変化は、図3-5-1-1のとおりである。また1人1日当たりのごみの総排出量については、図3-5-1-2のとおりである。

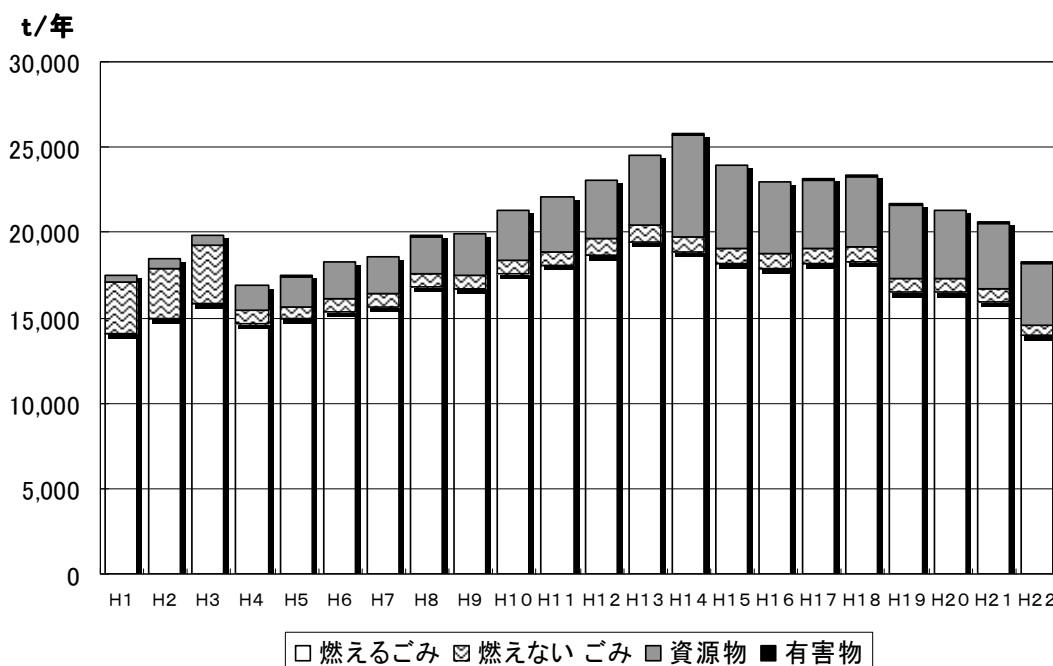


図 3-5-1-1 ステーション収集量の経年変化

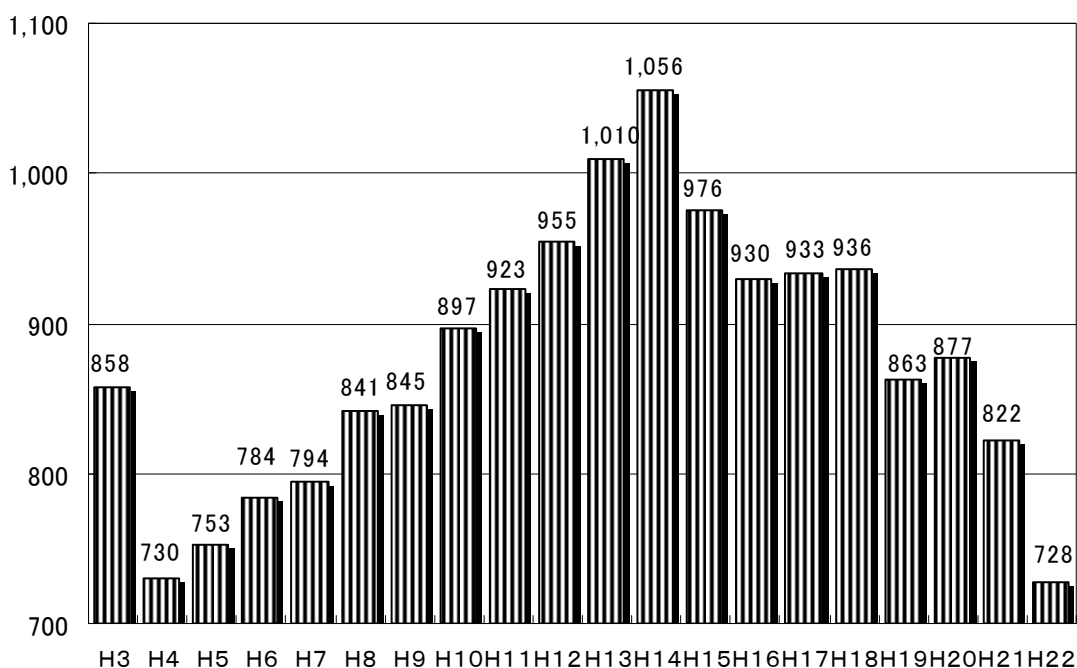


図 3-5-1-2 1人1日当たりのごみの総排出量 (単位:g)
(ステーション収集分のみ)

③ 一般廃棄物の処分

「燃えるごみ」「燃えないごみ」および「大型ごみ」については、近郊の2市2町(本市、福井市、池田町、越前町)で構成している鯖江広域衛生施設組合の『鯖江クリーンセンター』(2市1町(本市、福井市、越前町)にて構成)に運搬し、破碎および焼却等による処理後、資源物は回収し、焼却灰(セメント固化灰)は当組合所有の最終処分場へ埋め立てしている。

「有害物」および「資源物のうち空きびん」については、構成市町村から搬入されたものをまとめ、当組合で再資源化している。

「し尿」については、許可業者が当組合のし尿処理施設へ収集運搬し、処理している。

施設の概要

施設名称	稼動年月	処理能力等
ごみ焼却施設	昭和61年1月	処理能力 60トン/日×2基
粗大ごみ処理施設	平成5年4月	処理能力 50トン/日
資源物施設	平成4年4月	施設面積 1,229㎡
再利用品保管施設	平成8年4月	施設面積 196㎡
最終処分場 夢の杜	平成14年4月	埋立容量 116,800m ³
し尿処理施設	平成5年4月	処理能力 80k1/日

表 3-5-1-1 平成 21 年度一般廃棄物ステーション収集量

(単位：t)

種別 年月	燃えるごみ	燃えないごみ	ごみ計①	資 源 物											有 害 物				総 計④	
				空き缶	空きびん	新聞紙類	雑誌類	段ボール類	繊維類	紙製バック	ペットボトル	食品トレー	その他プラ	廃食用油	資源物計②	乾電池	スプレー缶類	蛍光灯		有害物計③
4月	1,215.05	57.41	1,272.46	17.36	36.15	50.16	152.82	32.93	8.84	0.78	10.09	3.26	21.77	0.69	334.85	1.86	2.08	1.73	5.67	1,612.98
5月	1,258.78	64.51	1,323.29	18.47	38.53	38.08	115.45	26.82	11.01	0.64	11.23	3.51	20.97	1.01	285.72	1.59	2.02	1.11	4.72	1,613.73
6月	1,214.01	52.48	1,266.49	20.22	41.61	53.08	165.82	34.28	14.63	0.97	12.96	3.56	22.18	0.81	370.12	1.98	2.18	1.21	5.37	1,641.98
7月	1,281.11	53.65	1,334.76	21.89	42.97	47.55	136.98	36.34	10.24	1.04	13.65	2.87	22.59	0.86	336.98	1.74	2.30	0.96	5.00	1,676.74
8月	1,266.60	48.91	1,315.51	22.13	42.55	40.90	120.68	35.78	7.57	0.81	18.17	2.87	23.22	0.89	315.57	1.66	2.27	1.03	4.96	1,636.04
9月	1,134.23	50.40	1,184.63	21.23	38.69	34.80	103.82	31.80	5.60	0.76	17.47	2.85	21.89	0.67	279.58	1.57	2.13	0.86	4.56	1,488.77
10月	1,124.47	50.27	1,174.74	18.03	35.31	40.98	120.91	31.89	10.00	0.85	11.58	2.76	20.52	0.89	293.72	1.69	2.08	1.11	4.88	1,473.34
11月	1,218.44	44.31	1,262.75	16.61	33.40	42.72	124.96	32.51	8.44	0.85	9.40	2.54	20.21	0.70	292.34	1.78	1.95	1.04	4.77	1,559.86
12月	1,178.38	52.57	1,230.95	19.44	32.83	41.02	119.84	35.42	5.81	0.59	9.12	2.53	23.80	0.92	291.32	2.02	2.08	1.36	5.46	1,527.73
1月	1,020.41	45.49	1,065.90	18.42	32.24	13.30	40.13	16.21	1.34	0.55	7.35	2.20	22.19	0.54	154.47	2.36	2.23	1.48	6.07	1,226.44
2月	909.06	32.69	941.75	15.51	30.45	47.42	130.15	34.96	3.64	0.61	6.99	1.98	18.14	0.78	290.63	1.66	1.44	0.94	4.04	1,236.42
3月	1,130.06	76.32	1,206.38	19.53	37.00	62.95	156.68	45.01	6.85	0.93	9.66	2.70	24.12	0.72	366.15	1.79	1.12	0.86	3.77	1,576.30
合 計	13,950.60	629.01	14,579.61	228.84	441.73	512.96	1,488.24	393.95	93.97	9.38	137.67	33.63	261.60	9.48	3,611.45	21.70	23.88	13.69	59.27	18,250.33

* 廃食用油重量は、比重0.8で算出

表 3-5-1-2 年度別一般廃棄物ステーション収集量

種別 年度	資 源 物										有 害 物					総 計④			
	燃えるごみ	燃えないごみ	ごみ計①	空き缶	空きびん	新聞紙類	雑誌類	段ボール類	繊維類	紙製バッグ	ペットボトル	食品トレイ	その他プラ	廃食用油	資源物計②		乾電池	蛍光灯	有害物計③
昭和63年度	13,829.44	2,896.72	16,726.16	197.63	158.08										355.71				17,081.87
平成元年度	14,049.04	3,008.10	17,057.14	183.30	247.24										430.54	4.94		4.94	17,492.62
平成2年度	14,959.38	2,912.57	17,871.95	256.50	318.60										575.10	4.90		4.90	18,451.95
平成3年度	15,840.61	3,374.21	19,214.82	237.84	338.59										576.43	4.92		4.92	19,796.17
平成4年度	14,678.60	726.05	15,404.65	399.25	712.60	88.24	142.11	85.35	21.49	5.16				1,454.20	22.93	11.35	34.28	16,893.13	
平成5年度	14,929.11	749.35	15,678.46	451.44	761.60	148.13	271.42	104.16	18.94	4.09				1,759.78	23.14	21.32	44.46	17,482.70	
平成6年度	15,387.68	748.99	16,136.67	579.76	815.33	202.48	361.74	113.94	22.11	1.65				2,097.01	24.06	20.39	44.45	18,278.13	
平成7年度	15,681.82	764.27	16,446.09	575.76	803.31	222.89	370.33	110.54	18.74	1.33				2,102.90	22.05	20.01	42.06	18,591.05	
平成8年度	16,766.55	799.60	17,566.15	592.43	835.91	251.66	351.00	127.30	26.80	1.11				2,186.21	25.32	21.07	46.39	19,798.75	
平成9年度	16,721.98	776.99	17,498.97	473.59	822.20	315.46	529.53	160.87	31.50	3.53	27.36	11.16		2,388.07	25.93	21.62	47.55	19,984.59	
平成10年度	17,555.78	797.55	18,353.33	475.54	795.59	415.63	921.32	215.62	35.56	4.85	46.46	13.54		2,932.91	25.69	21.66	47.35	21,333.59	
平成11年度	18,030.98	837.18	18,868.16	453.39	805.91	535.29	997.97	279.49	34.58	5.58	61.10	24.32		3,205.18	25.97	22.53	48.50	22,121.84	
平成12年度	18,699.19	902.16	19,601.35	427.07	759.83	605.65	1,089.24	367.24	68.63	7.32	77.48	14.24		3,423.34	24.84	21.22	46.06	23,070.75	
平成13年度	19,422.78	961.39	20,384.17	410.17	755.68	739.62	1,336.10	670.34	92.24	9.06	83.76	15.76		4,119.94	24.13	22.12	46.25	24,550.36	
平成14年度	18,863.55	907.69	19,771.24	374.71	743.00	1,568.47	2,325.71	731.28	82.56	9.36	91.20	16.19		5,949.94	25.75	23.08	48.83	25,770.01	
平成15年度	18,128.76	909.81	19,038.57	352.99	716.85	1,020.83	1,633.36	808.61	90.76	11.23	105.12	21.02	98.03	4,867.34	26.91	22.43	7.89	23,963.14	
平成16年度	17,892.85	872.29	18,765.14	342.29	596.25	754.87	1,474.67	531.78	88.11	10.30	135.62	32.04	185.59	4,158.38	24.46	23.56	13.98	22,985.52	
平成17年度	18,202.26	822.69	19,024.95	318.43	578.93	779.39	1,469.34	476.30	77.22	9.43	124.33	56.18	177.30	4,073.49	24.35	23.93	13.18	23,159.90	
平成18年度	18,307.59	864.85	19,172.44	301.45	574.00	709.20	1,598.14	424.01	91.09	11.67	138.71	46.33	190.96	4,092.47	24.62	25.78	17.69	23,333.00	
平成19年度	16,550.08	794.47	17,344.55	281.70	520.12	550.08	1,863.72	311.96	108.43	11.59	164.37	80.43	360.10	4,259.45	22.56	25.82	16.00	21,668.38	
平成20年度	16,466.97	781.78	17,248.75	275.85	484.53	501.96	1,800.33	271.55	106.17	9.06	143.66	76.49	331.75	4,008.30	22.32	26.67	12.76	21,318.80	
平成21年度	15,973.75	700.46	16,674.21	319.64	500.09	528.53	1,588.91	328.03	105.68	9.63	136.11	44.05	267.33	3,838.86	23.18	26.75	13.04	20,576.04	
平成22年度	13,950.60	629.01	14,579.61	228.84	441.73	512.96	1,488.24	393.95	93.97	9.38	137.67	33.63	261.60	3,611.45	21.70	23.88	13.69	18,250.33	

※H4年度より5大区分12分別にてごみの分別収集を開始しています。 ※ S63、H元、H2、H3年度の不燃ごみは、粗大ごみを含んでいます。

2 ごみの資源化・減量化対策

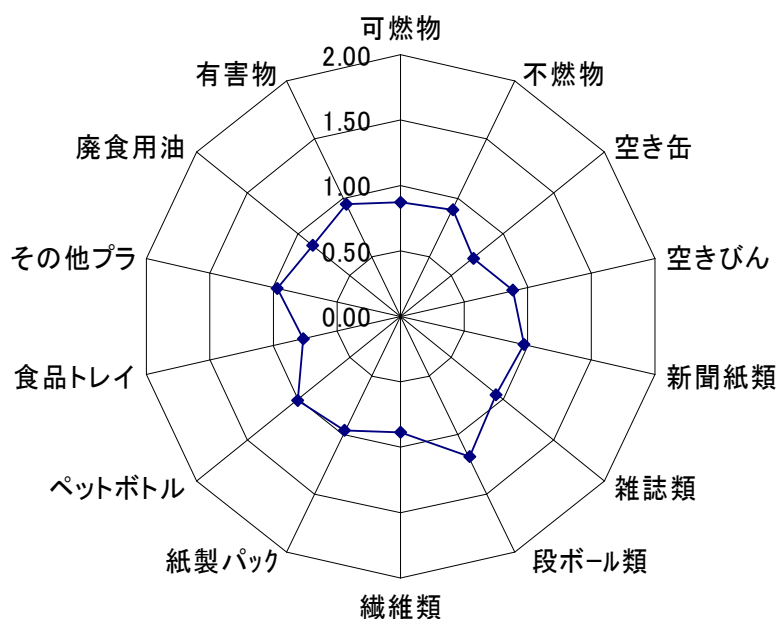
(1) 資源物等の種類および収集量

リサイクルを行っている資源物および有害物(以下「有害物等」という。)の種類、収集量については、表 3-5-1-1 に示すとおりである。

平成 22 年度のステーション収集ごみ量は前年度に比べ全体的にやや減少した。ダンボール類の収集が若干増加したが他は全体的に減少した。

なお、各資源物等の前年度対比指数を図 3-6-2-1 に示す。

図 3-5-2-1 資源物等の前年度対比指数



(2) 資源物の再生処理

各資源物の再生処理先や再生処理品については、表 3-5-2-1 のとおりである。なお、有害物として収集している「スプレー缶」、「乾電池類」、「蛍光灯」についても次のとおり資源化している。

表 3-5-2-1 資源物等の再生処理先等（平成 22 年度）

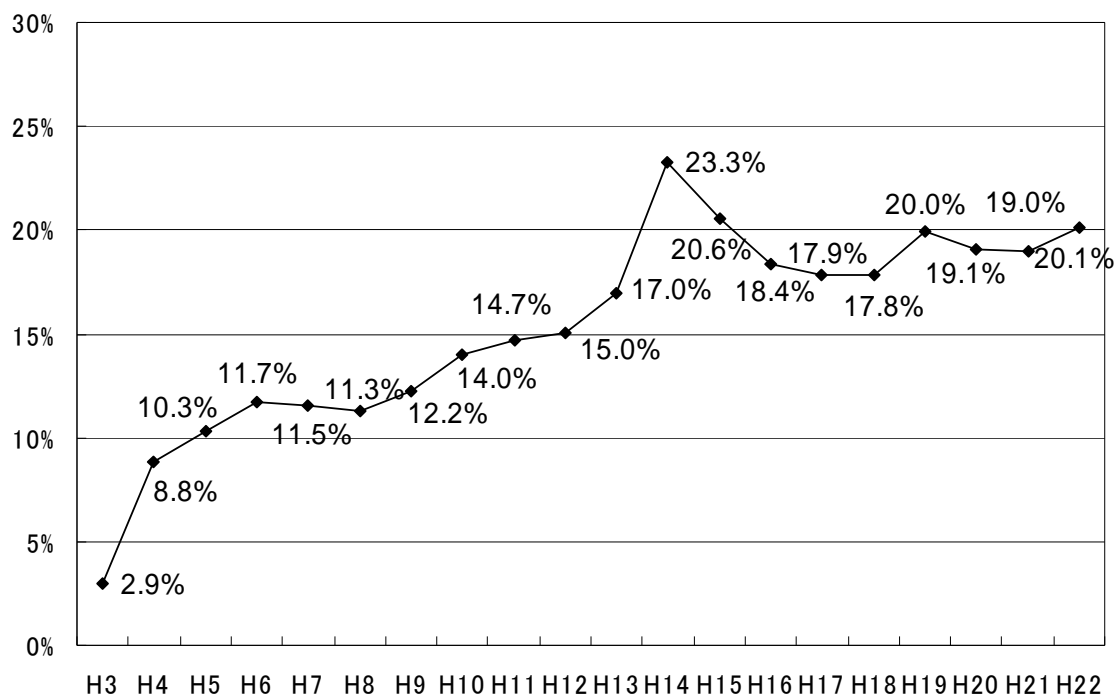
資源物	再生処理業者	所在地	再生商品等
紙類	王子板紙（株）	北海道・中部・九州	段ボールの表紙
繊維類	大門繊維（株）	愛知県岡崎市	衣類として輸出等
紙製パック	王子板紙（株）	北海道・中部・九州	トイレトペーパー
スチール缶	日下部建設（株）	兵庫県神戸市	スチールペレット
アルミ缶	阪和興業（株）	大阪府	アルミ製品の原材料
空きびん	東洋カレット（株）	滋賀県湖南市	びん、ガラス製品の原材料
ペットボトル	（株）北陸リサイクルセンター	石川県白山市	再生ファイバー（綿）に加工
食品トレイ 白色発泡スチロール	（株）エフピコ	広島県福山市	食品トレイ・幼児用教材
食品トレイ 色付きトレイ	福井環境事業（株）	福井県福井市	石油化学原料、製鉄用化学材料
その他プラスチック製容器包装	（株）アメニティウエルネス	福井県鯖江市	固形燃料化再生加工の原材料
廃食用油	（社福）福授園	福井県鯖江市	バイオディーゼル燃料
スプレー缶	鯖江クリーンセンター	福井県鯖江市	スチール・アルミの回収
乾電池類	野村興産(株)伊予鉱業所	北海道北見市	電子部品の材料（水銀、金属）
蛍光灯	野村興産(株)伊予鉱業所	大阪府	電子部品の材料（水銀）

(3) 資源化率

ステーション収集一般廃棄物の資源化率（収集量に対する資源物量）の経年変化は、図 3-5-2-2 のとおりである。

分別収集を開始した平成 4 年度には、対前年度比約 3 倍の資源化率の上昇がみられたが、平成 6 年度から平成 9 年度にかけては 11.5% 前後でほぼ横ばい状況であった。その後、平成 9 年 4 月から実施した「ペットボトル」「食品トレイ」「廃食用油」の分別収集の定着と紙類の搬出量増加等により、資源化率は大きな伸びをみせたが、平成 14 年度をピークに減少していたが、平成 19 年度は、可燃ごみ指定袋制導入により、20.0% とやや回復し、平成 22 年度も、20.1% とやや回復した。

図 3-5-2-2 ステーション収集一般廃棄物資源化率（経年変化）



(4) 生ごみの資源化対策

一般家庭から排出されるごみの重量比で40%を占めている生ごみ（厨芥類）の資源化対策および燃えるごみの減量化対策として、平成10年8月より『家庭用生ごみ処理機購入補助事業』を平成16年3月まで実施した。助成補助を受けた世帯数は表3-5-2-4のとおりである。平成10年度135世帯、平成11年度980世帯、平成12年度892世帯、平成13年度275世帯、平成14年度65世帯、そして平成15年度については、家庭用電気式生ごみ処理機購入145世帯に対し補助し、補助額の平均は約39,200円であった。

また、従前より有効微生物群（EM菌）により生ごみの資源化に取り組んでいる「鯖江生ごみリサイクル市民ネットワーク」（平成10年3月に会員数500人で設立し、平成23年3月31日現在の会員数は816人）に対して活動運営支援を実施している。

さらに、乙坂今北町において、生ごみ堆肥化事業を市民の協力のもと実施している。

表 3-5-2-2 家庭用生ごみ処理機購入補助世帯数

平成年度	10	11	12	13	14	15	計
補助世帯数	135	980	892	275	65	145	2492

(5) 収集体制（家庭系ごみ）

「燃えるごみ」については、30～40世帯に1カ所の目安で約630カ所、「資源物」「燃えないごみ」「有害物」については、50～70世帯に1カ所の目安で約280カ所をステーションとして設定している。燃えるごみは市内を月と木・火と金の2パターンに分け週2回、資源物等は市内を火・水・木・金の4パターンに分け週1回収集している。なお「大型ごみ」については、自己処理（販売店下取り）または鯖江クリーンセンターへの自己搬入を原則としている。また、一時的に発生した多量のごみについても、鯖江クリーンセンターへの自己搬入をお願いしている。

(6) 資源化・減量化対策

分別収集を開始した当初から、「ごみは資源」との観点から徹底した分別を心がけてきた。今後は、市民へのさらなる徹底分別排出啓発とともに、燃えるごみの重量比で約40%を占めている厨芥類（生ごみ）や平成12年度完全施行となった容器包装廃棄物の分別収集および資源化に取り組まなければならない。

また、市内の親子を対象にしたリサイクル工場への見学会を開催し、環境学習の充実、市民の意識高揚に努めている。その他、積極的に再生品を購入するなどの市民運動をごみの資源化・減量化対策の一環として展開していかなければならないと考えている。

さらに市では、申込のあった町内・団体等で行政出前講座を行い、鯖江市のごみの現状を知っていただき、ごみの減量化や資源化率アップを呼びかけている。

(7) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策組織として、福井県丹南健康福祉センターを事務局として丹南地域の関係機関団体を構成メンバーとする「丹南地域廃棄物等不法処理防止連絡協議会」がある。この協議会では情報交換や夕・夜間を含めた合同パトロールを実施し、建て看板の設置や河川堤防敷への進入防止策等、関係機関で種々の対策を実施している。また、市民等からの通報については、関係機関が現地に出向き、証拠品を捜し鯖江警察署の捜査とともに、撤去作業を実施している。なお、行政区域を越えた事案については、丹南地域廃棄物等不法処理防止連絡協議会や各市町村間で連絡を取り合いながら不法投棄防止対策に取り組んでいる。

また、生活環境や公衆衛生の悪化につながる、空き缶等のポイ捨て行為やペットのふん放置行為に対し、これまで鯖江市環境市民条例に基づき、マナーやモラル遵守による環境保全を目指してきた。しかし、近年のモラルの低下や生活様式の多様化等により、個人の良識に頼るだけでは限界があることから、平成22年9月に上記条例を改正し、空き缶等のポイ捨てなどの迷惑行為に対する罰則制度を導入することとした。(平成22年12月1日施行)

(8) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行

平成13年4月に施行された家電リサイクル法により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目6種類についてリサイクルが義務付けられている。

リサイクル料金の個人負担のもと、家電販売店及び許可業者（平成22年12月現在 10社）へ引き渡すよう啓発を行っている。

(9) メーカーによるパソコン・周辺機器の回収義務

資源有効利用促進法は、循環型社会を形成していくために、家電製品や自動車など指定された工業製品の回収やリサイクル等を生産者に義務付ける法律で平成13年4月に施行された。平成15年10月に改正施行され、家庭で使用済みになった、デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイを、メーカーが自主回収及び再資源化するよう義務付けた。

